

令和5年第1回市会定例会 追加議案提出一覧

I 一般議案 2件

- 1 条例の一部改正 2件 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正 ほか1件

合計 2件

令和5年3月9日発送

令和5年3月16日提出

お問合せ先

総務局総務課長 藤岡謙二 Tel 045-671-2046

市第 153 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

1 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）等が定められたため、省令の基準に合わせ、関連する条例について、一部を改正します。

あわせて、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例については、事業所が円滑な運営を行うことができるよう、条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 児童福祉施設等における児童の安全に関する事項

児童福祉施設等について、安全計画を策定すること及び研修・訓練等を定期的に実施することを義務付ける規定を設けます。また、通園や園外活動等に自動車を運行する場合、自動車への乗降の際に点呼等により園児等の所在を確認すること並びに通園用の自動車にブザー等の見落としを防止する装置を装備し、降車時、当該装置にて園児等の所在を確認することを義務付ける規定を設けます。

(2) 児童福祉施設等における業務継続計画の策定等

児童福祉施設等について、感染症や非常災害の発生時のための業務継続計画を策定・周知し、必要な研修・訓練を定期的に実施すること並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務とする規定を設けます。

(3) 民法の「懲戒権」削除に伴う懲戒に係る条文の削除

児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことを受け、関連条例における懲戒権の規定について削除します。

(4) 放課後児童支援員のみなし適用

放課後児童支援員について、事業所が幅広く人材を確保し柔軟なクラブ運営ができるよう、「事業者新たに雇用された者であって、雇用された日から起算して1年以内に都道府県知事等が実施する研修を修了することが見込まれる者」を含むこととします。

(5) その他

国の省令に準じて、保育所等と他の社会福祉施設を併設する場合の設備・人員の共用に係る規定及び保育所等における看護師等の配置特例の要件の見直しに係る改正を行います。

3 改正条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (4) 横浜市認定こども園の要件を定める条例
- (5) 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- (6) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例
- (7) 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- (8) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

4 施行期日

令和5年4月1日（各条例のうち2（3）の改正内容（3（1）を除く。）に関する改正規定は公布日と同日。）

なお、2（1）安全計画の策定及び見落としを防止する装置の設置については、令和6年3月31日まで経過措置を設けます。

市第 154 号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正

1 趣旨

横浜市国民健康保険の出産育児一時金の支給額を50万円に引き上げます。
このため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正します。

2 改正の概要

本市国民健康保険の出産育児一時金の支給額は、健康保険法施行令等の規定に準じて、横浜市国民健康保険条例にて定めています。

このたび、健康保険法施行令等の一部が改正され、令和5年4月から健康保険の出産育児一時金の支給額が50万円に増額されます。

これを受けて、本市国民健康保険における出産育児一時金の支給額についても同様に引き上げます。

3 改正後の出産育児一時金の支給額

50万円（令和5年4月1日以後の出産に適用）

【参考】過去の経過

出生日	H18.10～H20.12	H21.1～H21.9	H21.10～
支給額	35万円	38万円	42万円

4 施行日

令和5年4月1日（改正される健康保険法施行令等の施行日と同日）